

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人**愛恵会**（以下「この法人」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

### (役員等の出席報酬等)

第3条 理事会・評議員会・評議員選任解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

### (役員等の勤務報酬等)

第4条 役員等が評議員会・理事会・評議員選任解任委員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 役員等が評議員会・理事会・評議員選任解任委員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

但し、決算書類の監査を行える税理士及び会計士等の有資格者の報酬は、別表1・2における日額報酬に追加し、年額報酬として別表3により支払うこととする。

### (出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

### (改廃)

第6条 本規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

### 付 則

1 この規程は、平成29年4月1日より適用する

別表 1 (日額)

名 称	報 酬
理事会・評議員会・評議員選任解任委員会 出席報酬等	5,000円

別表 2 (日額)

名 称	報 酬
理事会・評議員会・評議員選任解任委員会 業務報酬等	5,000円

別表 3 (年額)

名 称	報 酬
監事監査指導報酬等	50,000円

別表 4 (日額)

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
交通費実費	旅費規程による	給与規程、旅費規程による	実 費